

江戸川区介護保険サービス利用者負担軽減条例

(目的)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七条第五項に規定する居宅サービス及び同法第二十項に規定する施設サービスを利用する低所得者等に対し、当該サービスに要した費用の額から、当該費用につき支給された法の規定に基づく給付（以下「保険給付」という。）を受けた額を控除して得た額（以下「利用者負担額」という。）の支払により当該者の生計の維持が困難になることがないよう、費用の一部を助成することにより区民の生活の安定に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第二条 この条例により助成を受けることができる者は、江戸川区の区域内に住所を有する前条に規定するサービスを利用した者（保険給付の対象となる者に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含むもの）とし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（以下「住民税世帯非課税者」という。）

- 二 前号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認めたもの

(助成内容)

第三条 区長は、前条に規定する者に対し、利用者負担額に相当する額の一部の助成を行うものと

する。

（助成額）

第四条 前条に規定する助成の額は、利用者負担額の十分の五に相当する額とする。

（委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（説明）

介護保険法に規定する居宅サービス等を利用する低所得者に対し、利用者の負担を軽減するため
に助成を行う必要があるので、本案を提出いたします。